

別表第 16 (第 74 条関係)

地下水の浄化基準

地下水の浄化基準は、次に定めるとおりとする。

特定有害物質等の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウムとして0.003ミリグラム
シアン化合物	検出されないこと。
有機 ^{りん} 化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)	検出されないこと。
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛として0.01ミリグラム
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロムとして0.05ミリグラム
砒 ^ひ 素及びその化合物	1 リットルにつき砒 ^ひ 素として0.01ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀として0.0005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
トリクロロエチレン	1 リットルにつき0.01ミリグラム
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき0.01ミリグラム
ジクロロメタン	1 リットルにつき0.02ミリグラム
四塩化炭素	1 リットルにつき0.002ミリグラム
1, 2-ジクロロエタン	1 リットルにつき0.004ミリグラム
1, 1-ジクロロエチレン	1 リットルにつき0.1ミリグラム
1, 2-ジクロロエチレン	1 リットルにつきシス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレンの合計量0.04ミリグラム
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 リットルにつき1ミリグラム
1, 1, 2-トリクロロエタン	1 リットルにつき0.006ミリグラム
1, 3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき0.002ミリグラム
チウラム	1 リットルにつき0.006ミリグラム
シマジン	1 リットルにつき0.003ミリグラム
チオベンカルブ	1 リットルにつき0.02ミリグラム
ベンゼン	1 リットルにつき0.01ミリグラム
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレンとして0.01ミリグラム
ほう素及びその化合物	1 リットルにつきほう素として1ミリグラム

別表第 16

ふっ素及びその化合物	1 リットルにつきふっ素として0.8ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（し尿その他生活に起因する下水、家畜排せつ物及び肥料の施用に係るものを除く。以下この別表において同じ。）	1 リットルにつき亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量10ミリグラム
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	1 リットルにつき0.002ミリグラム
1, 4-ジオキサン	1 リットルにつき0.05ミリグラム
ダイオキシン類	1 リットルにつき1ピコグラム

- 備考 1 「検出されないこと。」とは、備考3に定める測定の方法により地下水の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2 ダイオキシン類の濃度は、別表第7第3項の備考に定める方法により、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 3 特定有害物質等の濃度の測定の方法は、次の各号に掲げる物質ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) カドミウム及びその化合物
規格K0102の55に定める方法
 - (2) シアン化合物
規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法
 - (3) 有機^{りん}化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）
環境庁告示第64号付表1に掲げる方法
 - (4) 鉛及びその化合物
規格K0102の54に定める方法
 - (5) 六価クロム化合物
規格K0102の65.2に定める方法（ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170-7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）
 - (6) 砒素及びその化合物
規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
 - (7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
 - (8) アルキル水銀化合物
環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
 - (9) P C B
環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
 - (10) トリクロロエチレン
規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
 - (11) テトラクロロエチレン
規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
 - (12) ジクロロメタン
規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
 - (13) 四塩化炭素
規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
 - (14) 1, 2-ジクロロエタン
規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
 - (15) 1, 1-ジクロロエチレン
規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
 - (16) 1, 2-ジクロロエチレン
シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
 - (17) 1, 1, 1-トリクロロエタン
規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法

- (18) 1, 1, 2-トリクロロエタン
規格K0125の5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5に定める方法
- (19) 1, 3-ジクロロプロペン
規格K0125の5. 1、5. 2又は5. 3. 1に定める方法
- (20) チウラム
環境庁告示第59号付表第4に掲げる方法
- (21) シマジン
環境庁告示第59号付表第5の第1又は第2に掲げる方法
- (22) チオベンカルブ
環境庁告示第59号付表第5の第1又は第2に掲げる方法
- (23) ベンゼン
規格K0125の5. 1、5. 2又は5. 3. 2に定める方法
- (24) セレン及びその化合物
規格K0102の67. 2、67. 3又は67. 4に定める方法
- (25) ほう素及びその化合物
規格K0102の47. 1、47. 3又は47. 4に定める方法
- (26) ふっ素及びその化合物
規格K0102の34. 1若しくは34. 4に定める方法又は規格K0102の34. 1c) (注(6)第3文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
- (27) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
亜硝酸化合物にあっては規格K0102の43. 1に定める方法により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0. 3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を測定する方法、硝酸化合物にあっては規格K0102の43. 2. 1、43. 2. 3、43. 2. 5又は43. 2. 6に定める方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0. 2259を乗じて硝酸性窒素の量を測定する方法
- (28) クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)
地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第10号)付表に掲げる方法
- (29) 1, 4-ジオキサン
環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
- (30) ダイオキシン類
規格K0312に定める方法